

## 会長より一言…

このたび聖隷国際教育学会の会長になりました鈴木光男です。

聖隷クリストファー大学の国際教育学部開設に伴う新たな学会のスタートに際し、一言ご挨拶を申し上げます。



### 「国際」＝「多様性から学び合う」

昨年の10月27日に発表された『児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要』(文部科学省)のデータによりますと、小中学生の不登校児童生徒数は前年度から4万8813人増の24万4940人で過去最多になったとのこと。およそ25%の増加です。合わせていじめについても19%増加したと報告されました。静岡県教育委員会が公表した同様の調査結果では、いじめの認知件数がおよそ70%増加という数字で目を疑いました。この報告前後では、不適切保育を取り上げる報道も目につきました。

上に「多様性」との言葉を掲げましたが、どうやら今の日本の保育・教育は「同一性」を求めてきた息苦しさが吹き出しているようにも思えます。

### 「何とかしなきゃあかんら。」

このような「何とかしたい」という思いから、私は、みなさんと共に新しい時代の保育・教育をひらいていく学会を目指していきたいと考えています。発達支援や国際教育・心理に関わる保育・教育の現場に根差した研究を推進し、地域に貢献できる学会を目指してまいります。

### 「よい教育とは何か」

この問いは、いつの時代もなされてきましたし、今の時代にあってはますます重要な問いだと思います。ルソーの身体観は「解放」と「連体」が基礎となっています。このような身体観をもつことが私は重要と考えてきました。それは、苦野一徳氏の言われるように「教育は、全ての人が自由に生きられる力を確実に育むためにある。」(おおたとしまさ×苦野一徳対談 1「不登校が『過去最多』哲学者は『不登校が増えている状況』をどう見るのか。」FRAU edu、2023年3月29日配信)と考えているからです。

ここで取り上げたこと以外にも、日本の今の保育・教育には大きな課題が山積しています。しかし、それは決してネガティブなことばかりではありません。それら一つ一つを多様な目線からの知恵と行動で、大きく変えていくことができるからです。今はまさに、保育・教育の転換点にあります。その転換点に、新たな学部・学会を立ち上げた意味は大きいと自認しています。

これからみなさんと共に、一緒になって新たな保育・教育を求め、わくわくとときめきながら現場に即した実践研究を進めていけたらと願っております。

小さな 小さな学会ですが、どうぞよろしく願いいたします。

聖隷国際教育学会 鈴木光男



## SEIREI INTERNATIONAL EDUCATION SOCIETY 聖隷国際教育学会

# 学会通信

第1号 2023年4月1日発行

### 【学会の目的】

保育や教育に関する実践研究は時代の変化に伴いめまぐるしく変わってきています。とりわけ発達支援や教育の国際化、また心理の問題などに関する教育界のニーズは高まる一方です。

このような時代の中で、保育や教育に関する情報を収集・発信し、多くの実践家や研究者、卒業生、在校生と共に保育・教育の水準の向上に寄与することを目的としています。

本学会では、保育・教育に関する知識及び指導方法を中心とした実践現場に即した調査・研究とその発表を通じ、学会員相互の研鑽・交流を促進していきます。

### 【年会費】

1. 学園個人会員 2,000円
2. 一般個人会員 3,000円
3. 本学学生会員 500円
4. 法人会員 10,000円
5. 本学教員会員 8,000円

### 【学会入会申込】

#### ・お問い合わせ・

聖隷クリストファー大学

鈴木光男

mitsuo-s@seirei.ac.jp



## 主な事業計画

### ①学会研究大会(9月9日開催予定)

\*学会総会や学会員・卒業生等交流会、シンポジウムを開催予定です。  
\*研究や実践報告などの口頭発表を募集します。ぜひ、学会事務局までお問合せください。

\*シンポジウムは以下のようなテーマ・内容です。

テーマ「誰一人取り残さない保育・教育」

コーディネーター:鈴木光男

シンポジスト:以下のみなさん

・花井和徳氏(前浜松市教育長・公益財団法人浜松市文化振興財団代表理事)

・三原菜央氏(株式会社スマイルバトン代表取締役社長/「先生の学校」主宰)

・森田麻登氏(神奈川大学人間科学部助教・筑波大学附属学校教育局スクールカウンセラー)

### ②学会誌(2024年3月末刊行予定)

\*原稿の種類は総説、論文、研究ノート、調査報告、資料、書評、実践報告、その他です。

\*実践報告は査読無しですので、園や学校等での実践をそのままご報告いただけます。

\*その他の論文や研究ノートなどは査読があります。

### ③その他、研修会やワークショップ・交流会など

## 学会年会費お振込のお願い

- ・年会費の期間は4月から翌年3月までです。
- ・年度途中から入会されましても期間に応じた割引はございません。
- ・退会の手続きをされない限り、会員資格は年度ごとに自動継続となります。
- ・毎年3月頃に次年度の年会費をご請求致します。

<お振込み先>

金融機関名:遠州信用金庫 支店名:中川支店(店番:020)

預金種目:普通 口座番号:0178045

口座名:聖隷クリストファー大学国際教育学会 会計 杉山沙旺美

※振込人名義は、会員のご氏名としてお振り込みください。それ以外の名義にてお振り込みの場合、事務局までその旨ご一報ください。

※銀行振込の手数料は会員様にてご負担頂きますようお願い致します。

※金融機関にて発行される振込控をもって、領収書の代わりとさせて頂いております。別途、領収書が必要な場合は、事務局までご連絡ください。ご入金を確認後に発行いたします。

<会費に関するお問い合わせ>

聖隷クリストファー大学国際教育学会 事務局

会計担当 杉山沙旺美

saomi-s@seirei.ac.jp

## 聖隷国際教育学会規約

### 第1章 総 則

第1条(名称)本会は聖隷国際教育学会と称する。

第2条(事務局)本会の事務局は、聖隷クリストファー大学国際教育学部に置く。

### 第2章 目的及び事業

第3条(目的)本会は、保育・教育実践に根差した国際教育研究を会員の交流・協力により推進する。それをもって本学ならびに地域の保育・教育実践や国際教育研究の充実・発展に寄与することを目的とする。

第4条(事業)本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 大会・研究会の開催
2. 他の諸学会・教育機関等との連携及び協力
3. 機関誌・会報・その他刊行物の発行
4. 研究奨励活動
5. その他

第5条(設立年月日)本会の設立年月日は、2023年1月4日とする。

### 第3章 会 員

第6条(会員)本会は次の会員をもって構成する

1. 本学社会福祉学部こども教育福祉学科・国際教育学部こども教育学科卒業生および聖隷クリストファーこども園・小学校・中学校・高校の教員(学園個人会員)。
2. 本学社会福祉学部こども教育福祉学科および聖隷学園の元教員(一般個人会員)。
3. 本学社会福祉学部こども教育福祉学科・国際教育学部こども教育学科の学生(本学学生会員)。
4. 本学国際教育学部(本学教員会員)。
5. 保育・教育実践または国際教育研究にかかわるもの(一般個人会員・法人会員)。
6. その他、本会の目的に適うもの(適宜検討)。

第7条(入退会)

1. 会員になろうとするものは、会費を添えて所定の入会手続きを行ったうえで、運営委員会の承認を得る必要がある。
2. 会員は、運営委員会に通告して退会することができる。一方で、会費を3年間納付しなかったものは、退会したものとみなす。なお、会期の途中で退会したものについては、会費は返却しない。

### 第4章 組 織

第8条(役員)本会に次の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 1名
3. 運営委員 若干名
4. 監事 2名

第9条(役員の選出)役員は、本会員のなかから総会において選任する。

第10条(役員の任期)役員の任期は2年とするが、再任を妨げない。なお、補欠

役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第11条(役員の任務)役員の任務は次の通りとする。

1. 会長 本会を代表する。総会を招集し、運営委員会を主宰する。
2. 副会長 会長を補佐し、運営委員長に事故のあるときは会長職を代行する。
3. 運営委員 会の運営に参画し、会務を執行する。
4. 監事 会計および会務執行状況を監査する。

第12条(機関)本会の事業を推進するために次の機関を置く。

1. 総会 本会の最高議決機関であり、本会の事業および運営に関する重要事項(役員の選出、事業計画の承認、予算決算の承認等)を審議し決定する。毎年1回開催する。ただし会長が必要を認めるか、会員の三分の一以上の請求があるときは、臨時総会を開催することができる。

総会の議決は、出席会員の過半数をもって決する。ただし、緊急を要する場合は運営委員会をもって決定する。

2. 運営委員会 会長、副会長、運営委員によって構成され、本会の運営を担う。必要に応じて会長が招集する。

3. 大会実行委員会 大会の開催に向けて準備を担う。運営委員会が委嘱する。

第13条(事務局員) 本会に必要な事務を行う。運営委員会が委嘱する。

### 第5章 会 計

第14条(経費)本会の経費は、会費、寄付金およびその他の収入によりまかなう。

第15条(会費)会費は年会費とし、次の金額を徴収する。

- |           |         |
|-----------|---------|
| 1. 学園個人会員 | 2,000円  |
| 2. 一般個人会員 | 3,000円  |
| 3. 本学学生会員 | 500円    |
| 4. 法人会員   | 10,000円 |
| 5. 本学教員会員 | 8,000円  |
| 6. 名誉会員   | —       |

第16条(予算及び決算)本会の予算は、運営委員会の議決を経たうえで総会の承認を経て決定する。

第17条(会計年度)本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第18条(会計監査)運営委員会は毎年度会計監査を受け、これを総会で報告して承認を得なければならない。

### 第6章 学 会 誌

第19条(学会誌)編集委員をもうける。運営委員会が選任し委嘱する。

### 第7章 会則改正

第20条(会則改正)会則改正は総会出席者の過半数の賛成による。

### 附 則

1. この規約は2023年1月4日より施行する。

## 学会誌『聖隷国際教育研究』投稿規程

1.投稿資格は投稿時において本学会の会員であることとする。共著の場合、共著者についても学会員であることが望ましい。共著者が非学会員の場合、筆頭執筆者は本学会の会員とする。

2.原稿の種類は総説、論文、研究ノート、調査報告、資料、書評、実践報告、その他とする。また、編集委員会の決定により特集を組むことができる。なお、論文掲載の採否は、査読を経て、学会誌編集委員会が決定する。なお、実践報告については、査読を経ないものとする。

3.編集委員会の判定により、原稿の修正あるいは原稿の種類の変更を著者に求めることがある。

4.原稿は未発表のものに限る。

5.本誌に掲載された著作物の著者は、その著作物の複製権および公衆送信権を聖隷クリストファー大学国際教育学会および聖隷クリストファー大学国際教育学会が委託する機関が利用することを許諾する。ただし、著作者自身がこれらの権利を行使することを妨げない。

附則 1. 本規程は2023年4月1日から施行する。

## 学会誌『聖隷国際教育研究』執筆要領

1.原稿のサイズはA4版とする。原稿はWordを用いて作成するものとする。

2.原稿1枚目(表紙)に表題(邦文および外国語)、著者名(漢字あるいはカタカナ、およびローマ字表記)、所属、キーワード(5語以内)を邦語および外国語で標記する。頁設定は40字×36行1段とする。

3.原稿に抄録をつけることができる。抄録は邦文または外国語文で記し、原則として原稿最終頁に置き、長さはおおむね半頁以内とする。

4.本文の頁設定は邦文の場合も外国語文の場合も原則として横書き、一段組とする(A4版、40字×36行)。

5.論文の形式、および註(注)、文献表などの書式は著者が所属する学会の論文の形式に則るものとする。

6.完全原稿の形でメールにて提出するものとする。図表、写真は、掲載が決定した時点で写真製版可能な明瞭なデータを、メールで編集部提出することを求める場合がある。

7.原稿の長さは、原則としてA4版で15枚以内とする(抄録を除く。写真や図版を含める)。

8.投稿原稿に利用したデータや事例等について、研究倫理上必要な手続きを経ていることを本文または注に明記する。また、記述においてプライバシー、権利侵害がなされないように細心の注意をなすこと。

附則 1. 本執筆要領は2023年4月1日から施行する。